



野木町長
真瀬宏子

ひろ コラム

No.130

1年を振り返って

今年も年末となりましたが、皆様にとって、それぞれどんな一年であったでしょうか？私は「光陰矢の如し」を実感する日々でした。それというのも、常に新たな新型コロナウイルス感染症の対応となり、次々と新しい波が起きてくる感覚の中で落ち着く暇がなかったからだと思います。皆様も終息の見込みが立たない状態にご心配は募るばかりだったかと思います。

振り返れば、ここ3年ぐらい、私たちはコロナ禍の中で、ウィズコロナの生活を模索し、最近では感染対策をとってのイベントや旅行等の行動を起こす方向になっています。野木町でもひまわりフェスティバル等開催しましたが大きな問題もなく楽しむことができました。改めて人と人の顔を見合わせての交流の大切さを感じた次第です。

コロナとともに過ぎてきた1年でしたが、リモートやウェブでの学習、交流の良さは十分理解

し、便利に使ってきた中で、直に会って空間を共にすることが貴重でかけがえがないものであることも同時に知った気がします。

野木駅を降りれば、今年も野木名物のイルミネーションがお出迎えする季節です。ほっこり野木町のほっこりホットステーションを彩るイルミネーションに癒されます。商工会、観光協会の皆様に感謝いたします。

野木駅が開通したのを記念して野木村から野木町になってから、来年で丁度60年となります。1年を通して「60周年」の節目をお祝いできればと思っています。

皆様にとって来る年が幸多い年になりますよう、お祈りいたします。



野木町の防災 Vol.45 問総務課 ☎(57)4112

自宅療養者の方の災害時の避難について

— 新型コロナウイルス感染症で自宅で療養する方は、宿泊療養施設への避難が可能です —

- ▶ 台風接近など、大規模な自然災害発生が予見できる場合は、宿泊療養施設への事前避難が可能です。災害発生時の療養先が見つからない方は、余裕をもって県南健康福祉センター(☎0285-22-1509)までお問合せください。(移動による被災リスクを考慮し、災害発生の直前や発生中は宿泊療養施設への療養先変更は困難となる場合があります。)
- ▶ 地震等により、避難所へ避難後、自宅へ戻るのが困難となった方も療養期間中は宿泊施設に移動することが原則となります。避難所に避難された場合、県南健康福祉センターまでお問合せください。
- ▶ 避難に関することや避難所に関する相談は、町総務課へお問合せください。

自宅療養者の方で、町の指定避難所に避難する場合は事前に町総務課までご連絡をお願いします。

災害は「いつ」発生するかわかりません。新型コロナウイルス感染症の感染有無に関わらず、日頃から「自宅の災害リスクの確認」「災害時に取るべき行動」「避難の準備」をしましょう。

防災行政無線テレホンサービス (自動音声応答装置)

0180 (99) 2121

上記の番号にお電話いただくと、防災行政無線の放送内容を音声メッセージで確認できます。